

令和3年6月1日より施行される 改正動物の愛護及び管理に関する法律のお知らせ(抜粋)

令和3年4月に「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(基準省令)」が新たに制定され、令和3年6月1日より施行されます。

制定内容のうち、動物取扱業者が遵守すべき7つのポイントについてお知らせします。

犬猫を取り扱う事業者すべてが対象です

- 第一種動物取扱業者(犬猫の販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあっせん業、譲受飼養業)
- 第二種動物取扱業者(犬猫の譲渡し業、保管業、貸出業、訓練業、展示業)



ポイント1 飼養施設のケージ等に数値基準が定められました

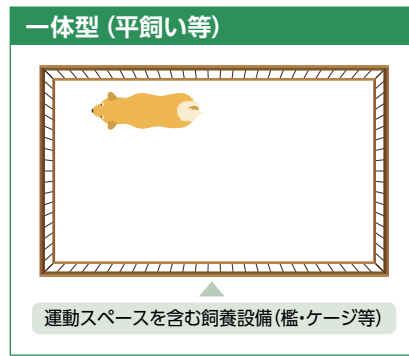
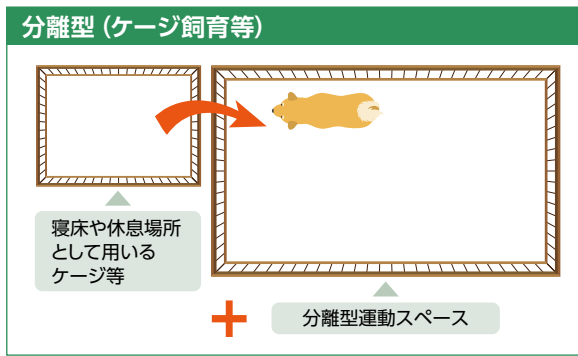
寝床・休息場所と運動スペースを分ける場合、一体とする場合で基準が異なります。

運動スペース分離型飼養等(以下、「分離型」という)

寝床・休息場所となるケージ等とは別に飼養施設内に運動スペースを設置。ケージ飼育等。

運動スペース一体型飼養等(以下、「一体型」という)

寝床・休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ等を使用。平飼い等。

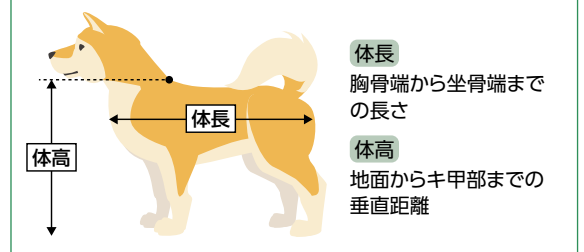


分離型(ケージ飼育等)の基準

【寝床や休息場所となるケージ】

基準となるケージの大きさ			
	タテ	ヨコ	高さ
犬	体長の 2倍以上	体長の 1.5倍以上	体高の2倍以上
猫			体高の3倍以上 棚を設け、2段以上の構造とする

体長・体高

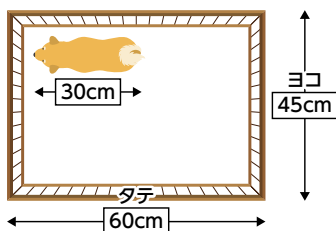


複数飼養する場合、各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保する必要があります。

基準となるケージのイメージ図

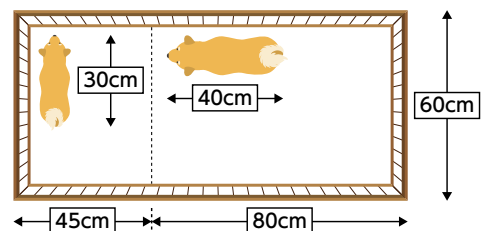
※体長30cmの犬の場合

タテ(体長の2倍以上)
ヨコ(体長の1.5倍以上)



複数飼養のケージのイメージ図

※体長30cmと体長40cmの犬の場合



【運動スペース】 一体型の基準(次ページ)と同一以上の面積を確保する必要があります。

常時、犬猫が運動できる状態で維持管理することが必要です。

一体型(平飼い等)の基準

基準となるケージの大きさ		
	床面積	高さ
犬	分離型ケージサイズの 6倍以上	体高の2倍以上
猫	分離型ケージサイズの 2倍以上	体高の4倍以上 2つ以上の棚を設け、 3段以上の構造とする。

【複数飼養する場合】

犬 床面積*1は、「分離型ケージサイズの3倍以上」×「頭数分」
高さは、最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保する必要があります。

※1 床面積は、同時に飼養する犬のうち、最も体長が長い犬の床面積の6倍以上であること。

猫 床面積*2は、「分離型ケージサイズの面積以上」×「頭数分」
高さは、最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保する必要があります。

※2 床面積は、同時に飼養する猫のうち、最も体長が長い猫の床面積の2倍以上であること。

【繁殖時の親子】

親子当たり一体型で飼養する際の1頭分の面積を確保する必要があります。(一体型で親子を飼養保管する場合に限り、子は頭数に含めません。)

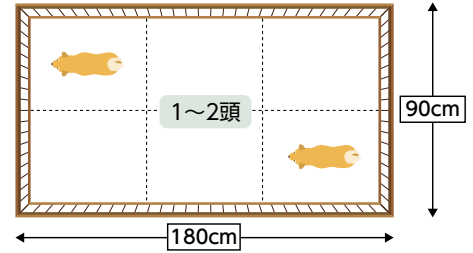
親子以外の個体の同居はできません。

ケージ等及び訓練場の構造等の基準

- 金網の床材としての使用は禁止(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)。
- ケージ等や訓練場に錆(サビ)、割れ、破れ等の破損がないこと。

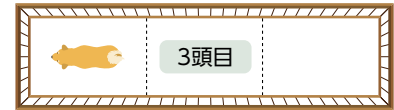
基準のイメージ図(犬)

※体長30cmの場合
分離型ケージサイズの床面積の6倍以上



●複数飼養

1頭あたり3倍以上の床面積を確保



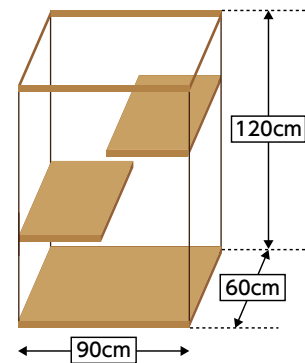
基準のイメージ図(猫)

※体長30cmの場合

分離型ケージサイズの床面積の2倍以上

高さ(体高の4倍以上)

2つ以上の棚を
設け3段以上の
構造とする



ポイント2 飼養又は保管できる動物の数に上限が設けられました

動物の飼養又は保管に従事する従業員数に関する事項が定められました。

犬 1人当たり20頭が上限(うち、繁殖犬は15頭まで) **猫** 1人当たり30頭が上限(うち、繁殖猫は25頭まで)

- いずれも、親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬・猫(繁殖引退犬猫)は頭数に含めません(その飼養施設にいるものに限る)。
- 犬及び猫の両方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限は、別表で定められています。

別表 1人当たりの飼養又は保管する頭数の上限の組合せ

犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20										
うち繁殖犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20										
猫	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
うち繁殖猫	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	0	0	



ポイント3 飼養環境の管理基準が具体化されました

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- 季節に応じ、自然採光又は照明により、光環境を管理すること（採光を調整すること）。



ポイント4 動物の健康管理方法に新たな基準が追加されました

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。



ポイント5 動物の展示や輸送方法の基準が具体化されました

- 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保すること。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること（販売業者、展示業者）。
- 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る）を目視によって観察すること（販売業者、貸出業者、譲渡業者）。



ポイント6 動物を繁殖させる際の基準が定められました (販売業者、貸出業者、展示業者)

- 犬** 雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下。
ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 猫** 雌の交配時の年齢は6歳以下。
ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

犬又は猫を繁殖させる場合には、

- ① 必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ② 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ③ ①の健康診断や②の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。



ポイント7 動物の愛護及び適正な飼養についての基準が具体化されました

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
→ 被毛に糞尿等が固着した状態、体表が毛玉で覆われた状態、爪が異常に伸びている状態、健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

基準省令の附則（経過措置）の概要

■飼養施設に備える設備の規模に関する事項

ケージの更新等に一定の準備期間が必要なため、既存の事業者に限って、令和4年6月から適用となります。なお、新規事業者は、令和3年6月から適用となります。

1日3時間以上の運動スペース内での運動の実施は、ケージ等の数値基準と同時に適用されます。

■従業員数に関する事項

新たな従業員の確保や譲渡等による飼養頭数削減を行う期間が必要なため、従業員1名あたりの頭数は段階的に5頭ずつ減らし、犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎます。

第二種動物取扱業では、ブリーダー等の第一種動物取扱業者からの譲渡が増加する可能性があることから、完全施行時期が1年遅れます。

新規事業者は、令和3年6月に完全施行

既存事業者は、段階的に適用し、令和6年6月から完全施行（第一種動物取扱業）

令和7年6月から完全施行（第二種動物取扱業）

第一種動物取扱業				
施行日	犬		猫	
	うち繁殖犬	うち繁殖猫	うち繁殖犬	うち繁殖猫
R3.6	経過期間		経過期間	
R4.6	30頭	25頭	40頭	35頭
R5.6	25頭	20頭	35頭	30頭
R6.6	20頭	15頭	30頭	25頭

第二種動物取扱業				
施行日	犬		猫	
	うち繁殖犬	うち繁殖猫	うち繁殖犬	うち繁殖猫
R3.6	経過期間		経過期間	
R4.6	経過期間		経過期間	
R5.6	30頭	25頭	40頭	35頭
R6.6	25頭	20頭	35頭	30頭
R7.6	20頭	15頭	30頭	25頭

■繁殖の方法に関する事項

マイクロチップの装着が義務化され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数確認に対する実効性を担保できること*を考慮し、

- 雌の交配年齢、出産回数に係る規定は、令和4年6月から適用

*令和3年6月から生涯出産回数の繁殖台帳への記入を義務化し、遵守状況を確認できる体制を整えた上で、令和4年6月から適用

- 年1回の健康診断及び帝王切開に係る規定は、令和3年6月から適用

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和3年6月1日から以下の内容も施行されます。

幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（第22条の5）

- 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、出生後56日を経過しない犬又は猫を販売すること等ができなくなります。

天然記念物指定犬の特例措置（附則）

文化財保護法の規定により天然記念物に指定された犬（指定犬*）の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合、出生後49日を経過したもの

*秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

改正動物の愛護及び管理に関する法律についてはこちら

環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html

東京都動物愛護相談センターホームページ

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/>



問合せ先

東京都動物愛護相談センター本所（23区、島しょ部）
東京都動物愛護相談センター多摩支所（多摩地域）

TEL 03-3302-3507
TEL 042-581-7435



登録番号(2)378